

## 厚生労働省 電子申請・届出システムのサービス終了と 電子政府の総合窓口（e-Gov）への移行について

### 1. はじめに

厚生労働省では、「行政情報の電子的提供業務及び電子申請等受付業務の業務・システム最適化計画」（平成 17 年 8 月 24 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、電子申請・届出システムによるサービスの提供を終了し、所管する手続の案内や電子申請の受付等の窓口を電子政府の総合窓口（以下「e-Gov」という。）の電子申請システムに移行いたします。

つきましては、e-Gov 電子申請システムへの移行に関するスケジュール等を下記にご案内いたしますので、内容をご確認ください。

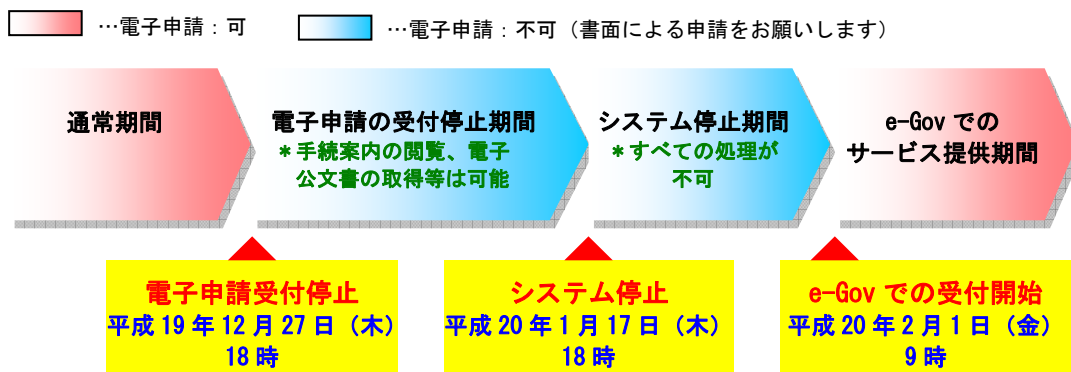
厚生労働省 電子申請・届出システムをご利用いただく皆様には、大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

これまで厚生労働省 電子申請・届出システムをご利用いただき、ありがとうございました。e-Gov 移行後も引き続き電子申請をご利用いただけますよう、よろしくお願いいたします。

また、これまで電子申請をご利用いただけていない方におかれましては、この機会に是非電子申請をご検討いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 2. スケジュール

e-Gov 電子申請システムへの移行は、以下のスケジュールを予定しております。



### 3. 各期間の詳細

#### (1) 通常期間（～平成 19 年 12 月 27 日（木）18 時）

通常どおり、厚生労働省 電子申請・届出システムをご利用いただけます。

平成 19 年 12 月 27 日（木）18 時をもって、厚生労働省 電子申請・届出システムでの電子申請の受付を停止いたしますので、電子申請及び電子媒体での審査結果の通知や公文書の発行をご希望の方は、事前に余裕をもって、電子申請を行ってください。

受付停止後、厚生労働省 電子申請・届出システムより発行した納付番号は、手数料等を納付することができなくなります（順次、取り消しを行います）。電子申請で必要な手数料等は、本期間中に納付してください。納付後、電子申請が必要な場合は、本期間中に行っていただく必要がありますのでご注意ください。なお、e-Gov 電子申請システムでは、厚生労働省 電子申請・届出システムより発行した納付番号をご利用いただくことができません。

## **（２） 電子申請の受付停止期間（平成 19 年 12 月 27 日（木）18 時～）**

厚生労働省 電子申請・届出システムでの電子申請の受付を停止いたします。以降、e-Gov 電子申請システムにてサービスの提供が開始されるまでに申請を行う必要がある場合には、書面により申請を行ってください。

手続案内の閲覧、手続処理状況の確認および電子公文書の取得は、システムの停止（平成 20 年 1 月 17 日 18 時）まで、引き続きご利用いただくことが可能です。以降、すべてのサービスの提供を終了いたしますので、審査結果の確認や電子公文書の取得は、本期間中に行ってください。また、印刷やコピー等を行い、別途保管いただけますよう、お願いいたします。

なお、e-Gov 電子申請システムでは、厚生労働省 電子申請・届出システムでお取り扱いした電子申請に関する情報をご確認いただくことはできませんので、ご了承ください。

## **（３） システムの停止期間（平成 20 年 1 月 17 日（木）18 時～）**

厚生労働省 電子申請・届出システムを停止し、すべてのサービスの提供を終了いたします。以降、厚生労働省の所管する手続の案内は、e-Gov 電子申請システムにてご確認ください。

<電子政府の総合窓口（e-Gov）>

電子政府の総合窓口（e-Gov）は、以下のアドレスより、ご利用いただくことが可能です。

<http://www.e-gov.go.jp/>

## **（４） e-Gov 電子申請システムでのサービス提供期間（平成 20 年 2 月 1 日（金）9 時～）**

厚生労働省の所管する手続の案内や電子申請等のサービスは、e-Gov 電子申請システムからのご利用が可能となります。

## 4. 留意事項

### (1) 電子申請のお取り扱いについて

- ① 厚生労働省 電子申請・届出システムの停止までに、電子申請の審査を終了することができない場合、審査結果や公文書等は、書面での郵送等により、ご連絡いたします。
- ② 厚生労働省 電子申請・届出システムの停止までに、手続終了した電子申請の審査結果の確認や公文書の取得等を行うことができなかった場合は、各手続の相談窓口までお問い合わせください。別途、書面での郵送等により、対応いたします。
- ③ 厚生労働省 電子申請・届出システムでの電子申請の受付停止までに、再申請を行うことができなかった場合は、申請書の余白や備考等に、前回到達番号を記載の上、書面による再申請を行ってください。

### (2) 申請用アプリケーション一式について

- ① 平成 19 年 12 月 10 日をもって、「申請用アプリケーション一式郵送申込書」の受付を終了いたします（当日消印有効）。
- ② システム停止をもって、申請用アプリケーション一式の保守を終了させていただきます。申請用アプリケーション一式をアンインストールした場合、これまでの申請データ等の閲覧が不可能となりますので、申請データ等の必要な情報は、適宜印刷・PDF ファイルに変換する等により保管していただいた後、申請用アプリケーション一式をアンインストールしてください。
- ③ 申請用アプリケーション一式には、JRE など今後脆弱性が発見される可能性があるものも含まれていますので、アンインストールは必ず実施してください。

### (3) 厚生労働省電子申請・届出システムで発行のユーザ ID・パスワードについて

- ① 厚生労働省 電子申請・届出システムより発行しているユーザ ID・パスワードは、e-Gov 電子申請システムにおいても、引き続きご利用いただくことが可能です。
- ② システムの停止後、e-Gov 電子申請システムでのサービスの提供を開始するまでは、ユーザ ID・パスワードや申請者の情報に関する申し込み（新規・変更・更新・失効・パスワード再発行等）に係る業務を停止いたします。申し込みが必要な場合は、事前に余裕をもって、「ユーザ ID・パスワード発行申込書」を送付してください。
- ③ 移行に伴い、「ユーザ ID・パスワード発行申込書」の様式が変更となります。e-Gov 電子申請システムでのサービスの提供開始後は、新しい申込書をご利用ください。また、e-Gov 電子申請システムでは、オンラインによる申し込みが可能となります。

#### 社会保険労務士が提出代行等をする場合の事業主のID・パスワードについて

現在、社会保険と雇用保険の一部の手続について、社会保険労務士が提出代行等をする場合に事業主の電子署名に代えて利用可能なID・パスワードを社会保険と雇用保険の各々で発行していますが、e-Gov移行に際して、社会保険と雇用保険のID・パスワードを一本化することを予定しており、e-Gov移行後、現在発行済みのID・パスワードをそのまま使用することはできません。

なお、社会保険と雇用保険のID・パスワードの一本化は、既存の社会保険のID・パスワードを廃止し、既存の雇用保険のID・パスワードを更新することにより発行される新たなID・パスワード（更新手続は不要です。）を社会保険と雇用保険の共通ID・パスワードとすることにより行われます。

#### (4) 電子証明書について

厚生労働省 電子申請・届出システムで、ご利用いただいていた電子証明書は、引き続き、e-Gov 電子申請システムにおいても、ご利用いただけます。

#### (5) 連絡先（電子メールアドレス）について

厚生労働省 電子申請・届出システムの停止後、ダウンロードコーナーやCD-ROM 郵送依頼時に登録いただいていた連絡先（電子メールアドレス）は責任を持って破棄いたします。以降、厚生労働省 電子申請・届出システムからの電子メールによるシステムに関するお知らせ等の案内は行いません。e-Gov 電子申請システムをご利用の際は、必要に応じて、e-Gov 電子申請システムにて、新たに連絡先を登録してください。

#### (6) 電子公文書について

厚生労働省 電子申請・届出システムより発行した電子公文書は、システムの停止後も効力を有します。システムの停止後も、大切に保管してください。また、官職署名は、e-Gov 電子申請システムにて、ご確認いただくことが可能です。

#### (7) 手数料等のお取り扱いについて

e-Gov 電子申請システムでは、厚生労働省 電子申請・届出システムより発行した納付番号をご利用いただくことができません。手数料等のお取扱いは、納付状況等により異なりますので、以下の該当する案内をご確認ください。

- ① 納付を必要とする手続で、受付停止までに、電子申請（再申請を含む）を行うことができなかつた場合
- 納付済みの場合：申請書の余白や備考等に、納付番号と確認番号を記載の上、書面による申請を行ってください（再申請の場合は、前回到達番号もあわせて記載いただく必要があります）。
  - 納付していない場合：書面による申請を行うか、e-Govでのサービス開始後、電子申請を行ってください。手数料等は、各申請方法の案内にしたがい、お支払いください。また、確認のため、審査担当者より、納付に関するお問合せをさせていただきます場合がありますので、ご了承ください。
- ② 電子申請後、受付停止までに、納付することができなかつた場合
- 厚生労働省 電子申請・届出システムでは、受付停止期間中に、順次、納付されていない納付番号の取り消しを行います。納付番号を取り消した後も、電子申請の審査は継続いたしますが、提出先の窓口等にて、お支払いいただく必要がありますので、ご了承ください。お支払いについては、別途、審査担当者よりご案内いたします。
- ③ 電子申請を行い、かつ納付済みの場合
- 当該電子申請は、厚生労働省 電子申請・届出システムにおいて審査を継続しますので、別途、対応（還付等）を行う必要はありません。

## 5. お問い合わせ先

移行の期間ごとに、お問い合わせ先が異なります。各期間のお問い合わせ先は、以下のとおりです。

### (1) 通常期間および受付停止期間（平成20年1月17日18時まで）

【e-Gov 電子申請システムへの移行に関するお問い合わせ】

<厚生労働省電子申請・届出システム問合せセンター>

電話番号 : 03-3539-5822

メールアドレス : [emhlw2003@emhlw.go.jp](mailto:emhlw2003@emhlw.go.jp)

※手続に関するご質問等については、各手続の相談窓口までお問い合わせください。

---

【e-Gov で提供している各種サービスに関するお問い合わせ】

<電子政府利用支援センター>

電子政府利用支援センターについては、  
<http://www.center.e-gov.go.jp/imsel>

厚生労働省電子申請・届出システム問い合わせセンターは、1月17日をもって問合せ業務を終了いたしましたので、現在はご利用いただけません。

**(2) システム停止期間（平成 20 年 1 月 17 日 18 時以降）および e-Gov 電子申請システムでのサービス提供期間（平成 20 年 2 月 1 日 9 時以降）**

【e-Gov 電子申請システムへの移行に関するお問い合わせ】

<厚生労働省電子申請・届出システム問合せセンター>

メールアドレス [enriw2003enriw.go.jp](mailto:enriw2003enriw.go.jp)

※手続きに関するご質問等については、各手続きの相談窓口までお問い合わせください。

【e-Gov で提供している各種サービスに関するお問い合わせ】

<電子政府利用支援センター>

電子政府利用支援センターについては、<http://www.center.e-gov.go.jp/tmsself/>

**厚生労働省電子申請・届出システム問い合わせセンターは、1 月 17 日をもって問合せ業務を終了いたしましたので、現在はご利用いただけません。**

**6. 移行に関する Q & A**

**(1) 一般的な内容について**

項番	質問	回答
1	e-Gov とは何ですか？	<p>電子政府の総合窓口（e-Gov）とは、各府省がホームページで提供している行政情報を国民の皆様にも有効に活用していただくための総合的な検索・案内サービスを提供するサイトです。</p> <p>平成 18 年 4 月より、各府省共通の電子申請システムが稼働しており、現在、総務省や経済産業省など 9 府省の手続きが申請可能となっております。平成 20 年 2 月 1 日から、厚生労働省のほとんどの手続きについても e-Gov 電子申請システムから申請可能となります。</p>
2	なぜ e-Gov 電子申請システムに移行するのですか。	<p>これまで電子申請システムは各府省個別に整備し、申請を受け付けていましたが、e-Gov で一元的に申請可能とすることにより、ワンストップ化を図り、国民の利便性を向上することが可能となります。</p> <p>今後は厚生労働省だけでなく、府省全体の電子申請システムが e-Gov へ統合される予定です。</p>
3	厚生労働省のすべての手続きが e-Gov へ移行するのですか。	<p>移行対象は、厚生労働省電子申請・届出システムで扱っていた手続きのみです。詳細は、e-Gov への移行後に e-Gov ホームページの手続案内をご確認ください。</p> <p>※労働保険適用徴収・電子申請システムにて受け付けている手続きについては、引き続き、労働保険適用徴収・電子申請システムを利用して申請してください。</p>

4	社会保険及び雇用保険の磁気媒体作成プログラムは今までどおり利用できますか？	引き続き利用可能です。
5	グループ申請は今までどおり利用できますか？	厚生労働省電子申請・届出システムとは操作方法が異なりますが、引き続きご利用可能です。ただし、「保険関係成立届」「名称所在地変更届」「代理人選任・解任届」の適用徴収関係3手続については、当面の間は利用することができません。
6	システム移行後の問い合わせ窓口はどこになりますか？	システム移行後は「電子政府利用支援センター」が窓口となります。 【電話での問い合わせ】0570-041041 オペレータによる対応時間 毎日（土日祝日含む）9時～19時 【FAXでの問い合わせ】03-5339-6514 受付時間 毎日（土日祝日含む）24時間
7	データの仕様公開はどうか？	e-Gov では、データの仕様公開を行っておりませんので、引き続き仕様公開することはできなくなります。
8	厚生労働省電子申請・届出システムに電子メールアドレスを登録して、メンテナンス情報等が電子メールで届いていましたが、今後はどうなるのでしょうか？	システム移行後は、メンテナンス情報等のメールによる連絡はなくなりますので、メンテナンス情報等につきましては、e-Gov の「e-Gov 電子申請システムからのご案内」等をご覧ください。

## (2) 移行後の申請について

項番	質問	回答
1	e-Gov 移行にあたり、厚生労働省申請用アプリケーションは利用できなくなるのですか？	厚生労働省申請用アプリケーションは、e-Gov 移行後、利用できなくなります。e-Gov をご利用いただくためには、「e-Gov 電子申請プログラム」のインストール等が必要です。利用するための手順等については、e-Gov 電子申請システムのホームページをご確認ください。 不明点等は、電子政府利用支援センターにお問い合わせください。
2	新たにJREの脆弱性が見つかった際の対応はどうなるのでしょうか？	e-Gov 電子申請システムでは、JRE について最新版の利用を推奨しておりますので、e-Gov 電子申請システムのホームページで動作環境をご確認の上、最新版に更新してください。 (JRE1.5 以上であれば Java Update により、更新情報の通知を受けることができますので、そちらをご利用ください。ただし、ネットワーク管理者の規定により、制限されている場合もありますのでご注意ください)

3	<p>これまでに取得した ID・パスワードは再利用可能でしょうか？</p>	<p>厚生労働省 電子申請・届出システムより発行しているユーザ ID・パスワードは、e-Gov での電子申請システムにおいても、引き続きご利用いただくことが可能です。</p> <p>※現在発行済みの社会保険労務士が提出代行等をする場合の事業主の ID・パスワードを e-Gov 移行後もそのまま使用することはできません。</p> <p>なお、社会保険と雇用保険の ID・パスワードの一本化は、既存の社会保険の ID・パスワードを廃止し、既存の雇用保険の ID・パスワードを更新することにより発行される新たな ID・パスワード（更新手続は不要です。）を社会保険と雇用保険の共通 ID・パスワードとすることにより行われます。</p>
4	<p>ID・パスワード発行の申し込み方法はどのようなのでしょうか？</p>	<p>システム移行後は、「ユーザ ID・パスワード発行申込書」の様式が変更となりますので、e-Gov 電子申請システムでのサービスの提供開始後は、新しい申込書をご利用ください。また、e-Gov 電子申請システムでは、オンラインによる申し込みが可能となります。</p> <p>※社会保険労務士が提出代行する場合の ID・パスワードについては、これまでどおり社会保険労務士を通じて取得していただくこととなります。</p>
5	<p>インストール済の厚生労働省申請用アプリケーション一式はどのようにすればいいのですか？</p>	<p>e-Gov 電子申請システムへの移行後は、申請用アプリケーション一式の提供およびサポートを終了させていただきますので、申請用アプリケーション一式をアンインストールしてください。</p> <p>ただし、申請用アプリケーション一式をアンインストールした場合、これまでの申請データ等の閲覧が不可能となりますので、申請データ等の必要な情報は、適宜印刷・PDF ファイルに変換する等により保管してください。</p>
6	<p>これまでの申請済みデータを再利用して申請できるのですか？</p>	<p>厚生労働省電子申請・届出システムと e-Gov 電子申請システムでは、申請データの形式が異なるため、再利用はできません。</p> <p>ただし、Word や一太郎等の申請書または添付書類は、様式が変更された場合を除き、再利用可能です。詳細は、e-Gov 電子申請システムへの移行後に手続案内をご確認ください。</p>
7	<p>これまでの申請済みデータはどのように保管すればいいのですか？</p>	<p>申請書用アプリケーション一式をアンインストールした場合、これまでの申請データ等の閲覧が不可能となりますので、申請データ等の必要な情報は、適宜印刷・PDF ファイルに変換する等により保管してください。</p>

### (3) 動作環境について

項番	質問	回答
1	現在、申請に使用しているパソコンの OS やスペックで、システム移行後も申請可能でしょうか？	<p>現在ご使用頂いているパソコンのスペックや OS により異なります。</p> <p>e-Gov 電子申請システムの動作環境の範囲内であれば、利用可能です。</p> <p>詳細は、e-Gov 電子申請システムのホームページをご確認ください。</p> <p>不明点は、電子政府利用支援センターにお問合わせください。</p> <p>※Windows Vista 及び Internet Explorer7 については、e-Gov での受付開始時からご使用いただける予定です。</p>
2	厚生労働省電子申請・届出システムで利用可能としていた証明書は、e-Gov 移行後はどのようなものですか。	<p>現在利用可能としている以下の認証局は、引き続きご利用可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ AccreditedSign パブリックサービス 2</li> <li>・ 商業登記に基礎を置く電子認証制度</li> <li>・ 全国社会保険労務士会連合会認証サービス</li> <li>・ 公的個人認証サービス</li> </ul> <p>e-Gov 電子申請システムでは、上記に加え、以下の認証局がご利用可能となります。ただし、手続により必要な証明書を指定している場合がありますので、手続の相談窓口や提出先にお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ AOSign サービス</li> <li>・ e-Probatio PS サービス</li> <li>・ TOiNX 電子入札対応認証サービス</li> <li>・ TDB 電子認証サービス TypeA</li> <li>・ セコムパスポート for G-ID</li> <li>・ 電子入札コアシステム用電子認証サービス</li> <li>・ よんでん電子入札対応認証サービス</li> <li>・ MJS 電子証明書発行サービス</li> <li>・ CTI 電子入札・申請届出対応電子認証サービス</li> <li>・ ビジネス認証サービス タイプ 1</li> <li>・ e-Probatio PS2 サービス</li> </ul>

### (4) 操作方法について

項番	質問	回答
1	厚生労働省電子申請・届出システムと e-Gov 電子申請システムでは操作方法は異なりますか。	<p>厚生労働省電子申請・届出システムと e-Gov 電子申請システムでは操作方法が異なります。詳細な手順は、e-Gov 電子申請システムのホームページをご確認ください。</p> <p>不明点等は、電子政府利用支援センターにお問合わせください。</p>
2	どうすれば e-Gov 電子申請システムの操作方法を習得できますか。	<p>e-Gov 電子申請システムには体験システムが用意されておりますので、ご利用ください。</p> <p>不明点等は、電子政府利用支援センターにお問合わせください。</p>